

汚泥再生処理センター建設工事
落札者決定基準

平成25年9月

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

汚泥再生処理センター建設工事 落札者決定基準

- 目次 -

	Page
1 落札者決定の流れ	1
2 資格審査の方法	4
3 提案審査及び総合評価の方法	4
4 技術提案書等に関するヒアリング	7
5 総合評価入札結果の公表	7

1 落札者決定の流れ

(1) 落札者決定基準の位置づけ

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合（以下「本組合」という。）は「汚泥再生処理センター建設工事」（以下「本工事」という。）について、民間事業者（以下「事業者」という。）のノウハウや施工実績を踏まえた技術提案により、施設の性能や工事の効率性の向上及びコスト削減効果を期待し、設計と施工を一括とした発注による総合評価一般競争入札方式を採用することとした。

この「汚泥再生処理センター建設工事 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）は、本組合が本工事を実施する落札者の募集・選定を行うに当たって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を選定するに当たって、要求水準書等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された入札書類等を客観的に評価する基準及び方法等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

(2) 技術評価委員会の設置

本組合は落札者の選定にあたり、透明性及び公平性を確保し、専門的知見に基づいた審査評価を行うため、学識経験者等で構成される「尾花沢市大石田町環境衛生事業組合汚泥再生処理センター建設工事に係る技術評価委員会（以下「技術評価委員会」という。）」を設置している。

なお、本件事業の落札者決定までの間に、本件入札に関して、入札参加者等が、技術評価委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、または他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(3) 落札者決定の手順

本工事における落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式に基づき、図1に示すように、第1段階の「資格審査」、第2段階の「提案審査」、第3段階の「総合評価」の3段階で実施する。

① 資格審査

本組合は、入札参加資格審査申請書等の提出書類により、入札説明書「7. 入札参加資格」に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしているかを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

② 提案審査

ア 技術提案書等の形式審査

本組合は、技術提案書等に記載された内容が、落札者決定基準に示す形式審査項

目を満たしていることを確認する。形式審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

イ 技術提案書等の技術審査

技術評価委員会は、技術提案書等に記載された内容について、落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。

③ 総合評価

ア 入札価格の確認

本組合は、入札書に記載された入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を超えていないことを確認する。この結果、入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

イ 入札価格の価格審査

本組合は入札価格について、落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。

ウ 総合評価値の算定

本組合は、技術提案書等の技術審査における得点に、入札価格の価格審査における得点を加え、総合評価値を算定する。

総合評価値が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。
なお、総合評価値が最も高い入札参加者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて最優秀提案者を選定する。

エ 落札者の決定

本組合は、最優秀提案者を落札者として決定し、速やかに公表する。

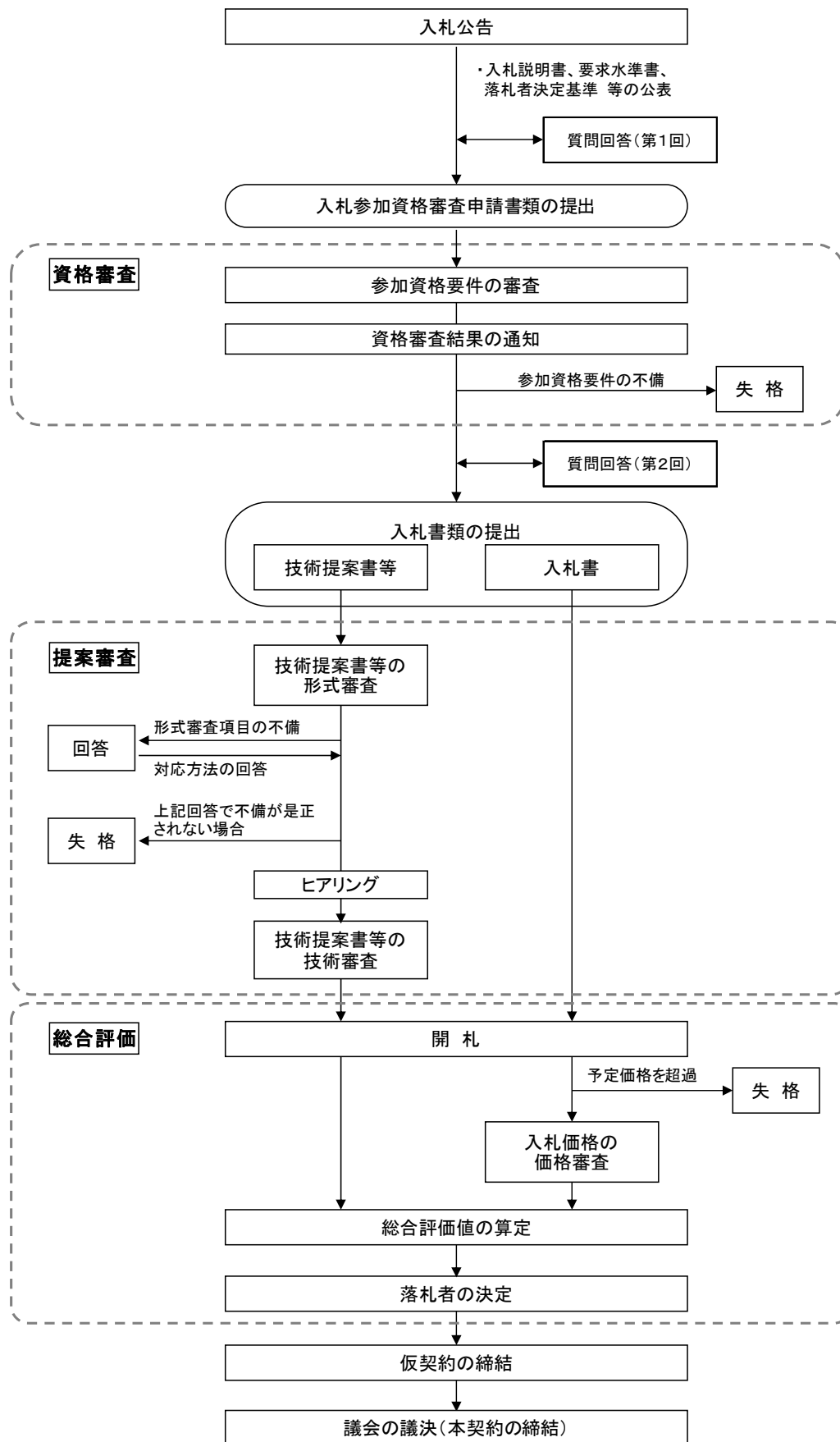


図1 落札者決定の手順

2 資格審査の方法

入札参加資格審査申請書等の提出書類により、入札説明書「7. 入札参加資格」に記載の参加資格要件を満たしているかを確認する。参加資格要件の資格審査基準日は、入札参加資格審査申請書類の提出日とする。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

3 提案審査及び総合評価の方法

(1) 入札書類の確認

入札説明書「10. 入札書類の提出」に記載の入札書類がすべて揃っていることを確認する。

(2) 審査の配点

技術提案書等及び入札価格は、次の配点により審査を行う。

項目	配点
技術提案書等	60点
入札価格	40点

(3) 技術提案書等の形式審査

技術提案書等に記載された内容が、次の形式審査項目を満たしていることを確認する。

- ① 技術提案書等の内容が、要求水準書に示す要求水準を満たしていること。
- ② 技術提案書等の内容が、入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件に違反していないこと。
- ③ 技術提案書等全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

(4) 技術提案書等の技術審査

技術提案書等に記載された内容について、次の審査方法に従い評価する。

① 審査項目、配点及び評価の視点

技術審査による得点が技術点の値となるため、その配点及び得点化基準については、「環境負荷低減」、「ライフサイクルコストの低減」、「安定稼働」、「作業従事者の安全、技術及び意欲の向上」、「地域の特性」に配慮した施設整備及び施設管理を行うことの必要性、重要性を勘案し、本組合が本工事に対して事業者の創意工夫の提案を期待する度

合いにより設定した。したがって、審査項目の細配点及び配点は、その重要度を表したものである。

また、評価については評価の視点により評価を行うものである。

基本方針	審査項目	細配点	評価の視点	配点
環境負荷を低減した施設／ライフサイクルコストに優れた施設／安全・安定的な処理を維持できる施設	1) 施設計画			10
	(1) 基本方針	2	・要求水準書を満たしつつ、施設全体のコンパクト化（省資源化）が図られているか。	
	(2) 災害対策	4	・地震及び雪害への対策並びに避難所としての実用性について。	
	(3) 車両動線	2	・車両動線を考慮した合理的な施設配置が提案されているか。	
	(4) 作業動線	2	・日常の作業内容を考慮した合理的な動線計画が提案されているか。	
	2) 施工計画			6
	(1) 仮設計画	4	・工事期間中も安定して処理が継続できる仮設計画及び解体計画が提案されているか。	
	(2) 施工計画	2	・工期内完成に向けて合理的な施工計画が提案されているか。	
	3) プラント性能			19
	(1) 水処理	6	・安定した水処理システムの提案がなされているか。	
	(2) 資源化	6	・安定した資源化システムの提案がなされているか。	
	(3) 脱臭	3	・安定した脱臭システムの提案がなされているか。	
	(4) 騒音及び振動	2	・騒音対策及び振動対策について、具体的な提案がなされているか。	
	(5) 省エネルギー	2	・省エネルギー対策について、具体的な提案がなされているか。	
	4) 施設管理			12
	(1) 運転管理	2	・運転管理は容易であるか。	
	(2) 安全管理	2	・施設の運転、維持及び補修に係る安全対策について、具体的な提案がなされているか。	
	(3) 保全管理	2	・設備及び機器類のトラブルの未然防止策について、具体的な提案がなされているか。	
	(4) 維持管理	2	・薬品の補充及び交換に係る作業性は容易であるか。	
	(5) 補修管理	2	・設備及び機器類の補修に係る作業性は容易であるか。	
	(6) アフターサービス	2	・緊急時のアフターサービス体制について、具体的な提案がなされているか。	
	5) 施設管理費			10
	(1) 電気使用料	3	・年間の電気使用料	
(2) 薬品使用料	3	・年間の薬品使用料		
(3) 補修費	4	・年間の補修費（15年間の平均値）		
6) その他			3	
(1) 地域経済への貢献	3	・本工事を通じて、地域経済の活性化につながる具体的な提案がなされているか。		
合 計				60

② 技術提案に関する得点化方法

ア 各審査項目の得点化

- a 細配点が示されている審査項目ごとに、次に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

評価	判断基準	配点率
A	評価の視点において、特に優れている	細配点×1.0
B	AとCの中間程度	細配点×0.75
C	評価の視点において、優れている	細配点×0.5
D	CとEの中間程度	細配点×0.25
E	評価の視点において、優れているとは認められない	細配点×0.0

- b 各審査項目の評価点については、各委員が個別に行った評価点の平均値とし、次の算定式①により求める。なお、平均値は、少数第3位を四捨五入した値とする。

算定式①【各審査項目の評価点の算定式】

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{各審査項目の評価点} \end{array} \right) = \frac{\text{各委員の(各審査項目の細配点} \times \text{配点率)の合計}}{\text{委員人数}}$$

イ 技術評価点

算定式①により算出した各審査項目の評価点の合計とする。

(5) 開札及び入札価格の確認

提出された入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を超えていないことを確認し、超える場合は失格とする。

なお、入札価格の確認のための開札は、技術提案書等の技術審査終了後、入札説明書に定めた方法により実施し、入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を超えていない提案のみ入札価格の得点化を行うこととする。

(6) 入札価格の価格審査

① 入札価格に関する得点化方法

入札価格（様式集、様式第10号に記載する金額をいう。）について、次の算定式②により価格評価点を算出する。なお、価格評価点は少数第3位を四捨五入した値とする。また、価格評価点の最高点は40点とし、算定結果が40点を上回った場合の価格評価点は40点とする。

算定式②【価格評価点の算定式】

$$\left[\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格評価点} \end{array} \right] = 40\text{点} \times \frac{\text{下限価格}}{\text{入札価格}}$$

※下限価格：中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（平成23年4月）及び直近の同規模工事発注実績を勘案して決定する。

(7) 総合評価値の算定方法

「(4) 技術提案書等の技術審査」、「(6) 入札価格の価格審査」により算出した各入札参加者の評価点から、次に示す算定式③により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

算定式③【総合評価値の算定式】

$$\left[\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価値} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{技術評価点} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格評価点} \end{array} \right]$$

4 技術提案書等に関するヒアリング

技術評価委員会は、技術提案書等の審査及び評価を行うにあたり、入札参加者に対しヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

ヒアリングは平成26年3月下旬を予定しており、開催要領の詳細は、別途提示する。

5 総合評価入札結果の公表

入札結果については、公表を行うとともに、入札参加者においては個別に通知する。